

下水道水洗化についてのお知らせ

9月10日は下水道の日です。



鏡野町では、住みよく快適な暮らし、河川や水路など水環境の向上を実現するため下水道の整備を進めています。下水道施設は、各家庭や事業所の接続により初めて効果を発揮します。接続には自己負担金が必要ですが、供用開始区域の皆様にはできるだけ早い接続をお願いいたします。なお、必ず鏡野町が指定する排水設備指定工事店で工事の申請並びに工事を実施してください。

○補助金制度

下水道が整備され、使用開始日（供用開始日）より3年以内に接続工事を行われた以下の項目に該当する方には、排水設備事業費補助金が交付されます。

- 生活世帯であること(工場、アパート、事務所等は補助対象外)

○受益者負担金(分担金)

下水道は、道路や公園のように不特定多数の人が利用するものでなく、使用できる区域が限定されます。そのため下水道が整備された区域では建設費の一部を「受益者負担金」として一度限り負担していただくものです。

令和2年3月31日に使用開始となった公共下水道処理区の薪森原の一部では、令和5年3月30日で排水設備事業費補助金の交付期限が終了します。

また、受益者負担金（分担金）の額も増額となりますので、早めの接続をお願いします。

○下水道の使用料(月額 消費税込み)

生活世帯 (一般家庭)	基本料金	世帯員数割 (1人当たり)	事業所 (工場など)	水道量 (10m ³ まで)	超過料金 (1m ³ 当たり)
	1,650円	660円		1,650円	187円

※お支払いについては、隔月支払い（2ヶ月分をまとめてお支払い）になります。

※世帯員数について、増員の場合は、毎年5月に鏡野町で調査し増員としますので、**届出の必要はありません**。減員の場合は、届けの翌月から減員としますので**届けをお願いします**。(世帯員の方が亡くなられた場合は、鏡野町で把握できますので**届出の必要はありません**。)

※下水道整備全体計画区域外の地区では合併処理浄化槽の設置を推進しています。令和4年度合併処理浄化槽の補助金の申請を受け付けています。

下水道についてのお問い合わせは 鏡野町上下水道課 担当：矢内 電話(0868)54-0001

下水道の使用にあたってのお願い

下水道管に異物が詰まりポンプ施設が故障する事例が多数発生しています。紙おむつやおしりふきなどの水に溶けないものは、詰まり・故障の原因になりますので**流さない**ようご協力をお願いします。

みんなで下水道を大切に使いましょう

異物が流れ続けポンプ施設が故障すると適切な汚水処理ができなくなります。また、日頃からご自宅の排水を受けるマスをご確認ください。マスが割れていると、下水道に雨水が入り、豪雨の際にマンホールが溢れてしまいます。下水道には**雨水が絶対に入らないようにしてください**。

お問い合わせ先 鏡野町上下水道課 担当：矢内 電話(0868)54-0001